平成２２年（フ）第２１６２６号
東京都北区堀船２丁目22―２―804
破産者　大和田義次
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６６８号
東京都東大和市立野１丁目936番地の１―201号
破産者　有限会社キーウエスト
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６６９号
東京都東大和市上北台２丁目902―６―103
破産者　松浦　隆行
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６８２号
東京都大田区田園調布南２番９号
破産者　銀嶺印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６８３号
東京都大田区南久が原２丁目３―５
破産者　冨山　　隆
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６８４号
東京都大田区南久が原２丁目３―５
破産者　冨山　カヅ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９６号
東京都渋谷区西原１丁目49番11号
破産者　株式会社セクシーダイナマイトロンドン
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９７号
東京都渋谷区西原３丁目23―11
破産者　白田　　誠
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９８号
東京都渋谷区西原３丁目23―11
破産者　白田さとみ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９９号
東京都杉並区梅里２―13―５―Ａ―201、住民票上の住所東京都渋谷区西原３丁目23―11
破産者　白田誠太郎
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７６４号
東京都江東区北砂２丁目２番14号
破産者　有限会社三永重機工業所
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７６５号
東京都江東区北砂２丁目２番５号
破産者　三丸建機有限会社
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８３号
東京都江戸川区西葛西３丁目７番15―702号
破産者　有限会社ＦＰ・Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０８４号
東京都江戸川区西葛西３丁目７―15―702
破産者　古川　清和
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４１号
埼玉県さいたま市北区宮原町２―90―26―１―203、住民票上の住所東京都世田谷区北烏山１丁目53―１―202
破産者　加藤慎一郎
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５１号
埼玉県川口市大字芝6359―１―Ｃ
破産者　藤原　弘治
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目174　第３葵マンション101
破産者　島木　高志
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６５号
千葉県船橋市二宮２丁目43―13　フリーデＡ・Ｋ―203
破産者　平賀　美幸
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７９号
東京都江東区亀戸８丁目４―10―204
破産者　相川　悠平
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３号
東京都豊島区巣鴨５丁目28―１
破産者　岡野幸智子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目34―８―205
破産者　鈴木　進矢
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６７号
東京都調布市国領町７丁目41―１―202
破産者　川西　久哉
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部